

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に
係る高速道路利便増進事業に関する計画

令和2年3月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
本州四国連絡高速道路株式会社

【目 次】

1 高速道路利便増進事業

I . 法第 6 条第 10 項第 1 号に規定する高速道路利便増進事業	1
II . 法第 6 条第 10 項第 2 号に規定する高速道路利便増進事業	
(1) 平日夜間割引 (I)	2
(2) 平日夜間割引 (II)	3
(3) 平日深夜割引 (I)	4
(4) 平日深夜割引 (II)	5
(5) 休日深夜割引	6
(6) 休日昼間割引	6
(7) 休日終日割引	7
(8) 平日昼間割引	9
(9) 平日通勤割引	10
(10) 休日バス割引	11
(11) 西瀬戸自動車道連続利用割引	11
(12) 平成 21 年度お盆期間特別割引	12
(13) 平成 21 年度年末年始期間特別割引	14

2 高速道路貸付料の額の減額

.....	17
-------	----

3 一般会計に承継された機構債務及び特別国庫納付金額

.....	17
-------	----

4 計画期間

.....	20
-------	----

5 実施体制

.....	20
-------	----

6 協定の変更

.....	20
-------	----

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第6条第2項に基づき共同して作成し、平成26年3月14日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第6条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

I. 法第6条第10項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1. 対象となる高速道路

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸淡路鳴門自動車道）、一般国道30号（本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道））及び一般国道317号（本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道））の高速道路

2. 実施する内容

（1）事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、（2）に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）。

（2）整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、令和6年3月31日までに、全国で79箇所を整備し、会社においては1.に記載する高速道路を対象に1箇所を整備する。

(3) 事業の手続き

概ね以下の手続きで進める。

- ① 都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。
- ② 高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。
- ③ 地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に係る実施計画書を提出。
- ④ 会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、国がこれに同意。
- ⑤ 連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

II. 法第6条第10項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1. 対象となる高速道路

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸淡路鳴門自動車道））、一般国道30号（本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道））及び一般国道317号（本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道））の高速道路

2. 実施する内容

(1) 平日夜間割引（I）

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に、一般国道28号（以下「神戸淡路鳴門自動車道」という。）、一般国道30号（以下「瀬戸中央自動車道」という。）及び一般国道317号（以下「西瀬戸自動車道」という。）の料金所を通行する、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）のうち、中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日にに関する法律第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（口）に定める通行の場合に

限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。

(ハ) 割引率

30%。

ただし、(ロ) ②の場合については、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間における通行に係る料金についてのみ割引率を適用する。

(二) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成23年3月31日まで。

(2) 平日夜間割引（II）

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前4時から午前6時までの間、午後8時から午後10時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前4時から午前7時までの間、午後8時から午後11時までの間又は午後10時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、(二)に定める期間においては、平日夜間割引（I）にかかわらず、本割引を適用するものとする。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（中型車、大型車及び特

大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。)。

- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

30%。

ただし、午前4時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前4時から午前7時までの間又は午後10時から翌午前1時までの間）に神戸淡路鳴門自動車道の料金所を通行する場合は、次の①又は②の場合により、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

- ① (ロ) ①の場合。

a 全区間 50%

- ② (ロ) ②又は③の場合。

a 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%

b 上記以外の区間 30%

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日まで。

(3) 平日深夜割引(Ⅰ)

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（ロ）に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南イ

ンターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。)。

- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

50%。

ただし、(ロ) ③の場合については30%とし、(ロ) ②の場合については、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

- ① 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%
- ② 上記以外の区間 30%

(ニ) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成23年3月31日まで。

(4) 平日深夜割引（II）

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（ロ）に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、(ニ)に定める期間においては、平日深夜割引（I）にかかわらず、本割引を適用するものとする。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。）。
- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

50%。

ただし、(口)③の場合については30%とし、(口)②の場合については、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

- ① 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%
- ② 上記以外の区間 30%

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月23日から平成23年3月31日まで及び平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。

(5) 休日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（口）に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。

(ハ) 割引率

30%。

ただし、(ロ)②の場合については、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間における通行に係る料金についてのみ割引率を適用する。

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月20日から平成23年3月31日まで及び平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。

(6) 休日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前9時から午後

5時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するE T C車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前9時から午後6時までの間に料金所を通行するE T C車のうち、軽自動車等及び普通車とする。

(ロ) 割引率

50%

(ハ) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成23年3月31日まで。

(7) 休日終日割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日（ただし、平成21年12月26日を除く。）、日曜日（ただし、平成21年12月27日を除く。）、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び下表に掲げる日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日が変更となった場合には、前日かつ翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律第3条に定める休日となる日も対象とする。）に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するE T C車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日及び下表に掲げる日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行するE T C車のうち、軽自動車等及び普通車とする。

平成21年 4月27日
平成21年 4月28日
平成21年 4月30日
平成21年 5月 1日
平成21年 5月 7日
平成21年 5月 8日
平成21年 9月24日
平成21年 9月25日
平成21年11月 2日
平成22年 2月12日
平成22年 4月30日
平成22年 9月24日
平成22年11月22日

平成22年12月24日
平成23年5月2日
平成23年5月6日
平成23年11月4日
平成24年3月19日
平成24年12月31日
平成25年1月4日
平成26年2月10日

(ロ) 割引率等

① 平成21年3月20日から平成24年4月13日まで

50% (平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間については、午前4時から午前6時までの間、午前9時から午後5時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、午前4時から午前7時までの間、午前9時から午後6時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間）の通行に限る。)。

ただし、平成21年3月20日から平成23年6月19日までの間については、1回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

② 平成24年4月14日から平成26年3月31日まで

割引適用後の料金は下記のとおりとする。

a 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(通行1回当たり:単位 円)

(軽自動車等)

								神戸西
						垂水	布施畠	100 75 150
						淡路、 淡路SA	850	900 950
						東浦	100	950 950 1,050
						北淡	150	200 1,050 1,050 1,150
						津名一宮	150	250 325 1,150 1,200 1,250
						洲本	175	300 400 475 1,300 1,350 1,400
						西淡三原	150	300 400 525 575 1,400 1,450 1,500
						淡路島南	150	250 400 525 625 1,500 1,550 1,600
						鳴門北	450	550 650 800 900 1,000 1,100 1,900 1,950 2,000
						鳴門	125	550 650 750 900 1,000 1,100 1,150 1,950 2,050

(普通車)

								神戸西
						垂水	布施畠	125 100 175
						淡路、 淡路SA	1,050	1,100 1,200
						東浦	125	1,150 1,200 1,250
						北淡	175	250 1,250 1,300 1,400
						津名一宮	200	325 400 575 1,400 1,450 1,550
						洲本	225	375 500 575 1,600 1,650 1,700
						西淡三原	175	350 500 650 725 1,700 1,800 1,850
						淡路島南	175	325 500 650 775 850 1,850 1,900 2,000
						鳴門北	550	700 800 1,000 1,150 1,250 1,350 2,350 2,400 2,450
						鳴門	150	650 800 900 1,100 1,250 1,350 2,450 2,500 2,550

b 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(通行1回当たり:単位 円)

(軽自動車等)

		早島	
		水島	125
	児島	児島	175 250
	与島PA	600	750 800
坂出北		700	1,300 1,450 1,500
坂出		750	1,350 1,450 1,550

(普通車)

		早島	
		水島	175
	児島	児島	200 325
	与島PA	750	900 1,000
坂出北		900	1,600 1,750 1,900
坂出		900	1,650 1,800 1,900

c 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(通行1回当たり:単位 円)

(軽自動車等)

		生口島北	
		因島南	150
	因島北		
	向島	275	425
西瀬戸尾道		125 350	500

		大島北	
		伯方島	200
	大三島		
	生口島南	175	350
生口島南		300	450 600

		今治	
		今治北	
	大島南		
大島南		650	700

(普通車)

		生口島北	
		因島南	175
	因島北		
	向島	350	550
西瀬戸尾道		150 450	600

		大島北	
		伯方島	200
	大三島		
	生口島南	175	350
生口島南		400	550 750

		今治	
		今治北	
	大島南		
大島南		800	850

(ハ) 割引を適用する期間

平成21年3月20日から平成26年3月31日まで。

(8) 平日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後6時までの間に料金所を通行するETC車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。(中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南イ

ンターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。)

- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

30%

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日まで。

(9) 平日通勤割引

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午前10時までの間又は午後5時から午後9時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の料金所を通行するETC車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（ロ）に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。）。

- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

50%

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月23日から平成23年3月31日まで及び平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。

(10) 休日バス割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行（ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行）するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引率

30%

(ハ) 割引を適用する期間

平成21年7月4日から平成23年6月19日まで。

(11) 西瀬戸自動車道連続利用割引

(イ) 割引をする自動車

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日（ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）の午前4時から翌午前0時までの間に通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

- ① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。
- ② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
- ③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

- ① (ロ) ①の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	300円	500円

- ② (ロ) ②又は③の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	150円	250円

(ニ) 割引を適用する期間

平成21年3月20日から平成23年3月31日まで及び平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。

(12) 平成21年度お盆期間特別割引

(イ) 割引をする自動車

- ① (ニ) ①に定める日に神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(ニ) ①に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車とする。

- ② (ニ) ①に定める日に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行（ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(ニ) ①に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行）するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

- ③ (ニ) ②に定める日に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(ニ) ②に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び

特大車とする。また、神戸淡路鳴門自動車道にあっては、(ロ)に定める通行をするものに限ることとし、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をするものは除く。

(ロ) (イ) ③に定める自動車に対して神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。）。
- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

- ① (イ) ①に定める自動車の場合

50%。

ただし、1回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

- ② (イ) ②に定める自動車の場合

30%

- ③ (イ) ③に定める自動車の場合

50%。

ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前0時から午前7時までの間又は午後10時から翌午前1時までの間）に神戸淡路鳴門自動車道の料金所を通行する場合であって、(ロ) ②又は③に該当する場合の通行に係る料金については下記の区間ごとに各割引率を適用する。

a 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%

b 上記以外の区間 30%

(ニ) 割引を適用する期間

- ① 下表に掲げる日とする。

平成21年 8月 6日
平成21年 8月 7日
平成21年 8月 13日
平成21年 8月 14日

- ② 下表に掲げる日とする。

平成21年 8月 3日
平成21年 8月 4日
平成21年 8月 5日

平成21年 8月10日
平成21年 8月11日
平成21年 8月12日
平成21年 8月17日
平成21年 8月18日

(13) 平成21年度年末年始期間特別割引

(イ) 割引をする自動車

- ① (二) ②に定める日に神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。
 ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(二) ②に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車とする。
- ② (二) ②に定める日に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行（ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(二) ②に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行）するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。
- ③ (二) ①に定める日に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。
 ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、(二) ①に定める日の午前0時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車。ただし、神戸淡路鳴門自動車道にあっては、(ロ) に定める通行をするものに限ることとする。なお、中型車、大型車及び特大車について、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを経由して折り返す通行をするものは除く。
- (ロ) (イ) ③に定める自動車に対して神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

- ① 垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。
- ② ①以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合（中型車、大型車、特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。）。
- ③ 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車、特大車が淡路サービスエリアを経由して折り返す通行をする場合を除く。）。

(ハ) 割引率

- ① (イ) ①に定める自動車の場合
50%。
ただし、1回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。
- ② (イ) ②に定める自動車の場合
30%
- ③ (イ) ③に定める自動車の場合
 - a 午前0時から午前4時までの間に料金所を通行する場合（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前0時から午前5時までの間に料金所を通行する場合） 50%
 - b 午前4時から午前6時までの間、午後8時から午後10時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に料金所を通行する場合（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前4時から午前7時までの間、午後8時から午後11時までの間又は午後10時から翌午前1時までの間に料金所を通行する場合） 30%
 - c 午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する場合（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前6時から午前10時までの間又は午後5時から午後9時までの間に料金所を通行する場合） 50%
 - d 午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する場合（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前9時から午後6時までの間に料金所を通行する場合）
30%。
ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間（山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、午前0時から午前7時までの間又は午後10時から翌午前1時までの間）に神戸淡路鳴門自動車道の料金所を通行する場合であって、(ロ) ②又は③に該当する場合の通行に係る料金については下記の区間ごとに各割引率を適用する。
- (イ) 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間
50%

(ii) 上記以外の区間 30%

(二) 割引を適用する期間

- ① 下表に掲げる日とする。

平成21年12月26日
平成21年12月27日

- ② 下表に掲げる日とする。

平成22年 1月 4日
平成22年 1月 5日

なお、本計画に定める割引を含めた割引相互間の重複適用関係については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づく協定において定める。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第6条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社 及び本州四国連絡高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち本州四国連絡高速道路株式会社に係る額
1, 990, 138	113, 373

3 一般会計に承継された機構債務及び特別国庫納付金額

(1) 法第6条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継された機構債務は以下のとおり。

承継された 機構債務	承継額（百万円）		利率 (%)	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	817	2.10	平成21年3月25日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	8,157	0.70	平成25年4月24日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	2,065	0.60	平成25年5月23日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	160,158	148,090	12,068	1.50	平成26年4月22日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	15,192	9,111	6,081	1.50	平成27年3月20日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	528	2.00	平成21年4月27日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金	101,476	100,500	976	1.70	平成21年5月26日 4月30日

11002						10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成21年6月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11004	28,515	28,100	415	2.00	平成21年7月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11005	52,043	51,200	843	2.00	平成21年8月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11006	77,157	75,700	1,457	2.10	平成21年9月29日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11007	27,613	27,100	513	1.90	平成21年10月28日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11008	27,376	26,800	576	2.00	平成21年11月26日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	146,821	143,373	3,448	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成21年12月22日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成22年1月25日	4月30日 10月30日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成22年4月26日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成22年6月28日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成22年7月23日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成23年4月22日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14001	166,894	157,400	9,494	1.50	平成24年4月25日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,586	68,080	3,506	1.50	平成24年5月24日	6月20日 12月20日
政府保証第7回特別 本州四国連絡橋債券	28	0	28	1.40	平成27年1月20日	1月30日 7月30日
政府保証第8回特別 本州四国連絡橋債券	1,669	1,394	275	1.50	平成27年3月24日	1月30日 7月30日
第463回本州四国 連絡橋債券	4,588	4,540	48	2.10	平成21年3月27日	3月27日 9月27日
政府保証第7回特別	21,178	19,570	1,608	1.40	平成27年1月20日	1月30日

本州四国連絡橋債券						7月30日
政府保証第8回特別 本州四国連絡橋債券	8,991	8,366	625	1.50	平成27年3月24日	1月30日 7月30日
財政融資資金貸付金借入金 12301	5,933	5,800	133	2.10	平成22年4月23日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12302	8,291	8,100	191	2.00	平成22年5月25日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12303	7,782	7,600	182	1.90	平成22年6月22日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12305	3,744	3,634	110	2.00	平成22年9月24日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12305	16,449	15,966	483	2.00	平成22年9月24日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12306	250	242	8	2.10	平成22年11月22日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 12306	4,097	3,958	139	2.10	平成22年11月22日	3月20日 9月20日
財政融資資金貸付金借入金 14001	32,648	32,600	48	1.50	平成24年4月22日	6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14002	100	100	0	1.50	平成24年5月24日	6月20日 12月20日

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継された機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の差額（現行の收支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

(2) 法第6条第2項第3号に規定する東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律第5条第1項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額は以下のとおり。

機構の特別国庫納付金額※ (百万円)
250,000

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に係る額

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1**Ⅱにあっては平成26年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

以上